

家電リサイクル法改正についての要望事項

平成18年8月3日

さいたま市

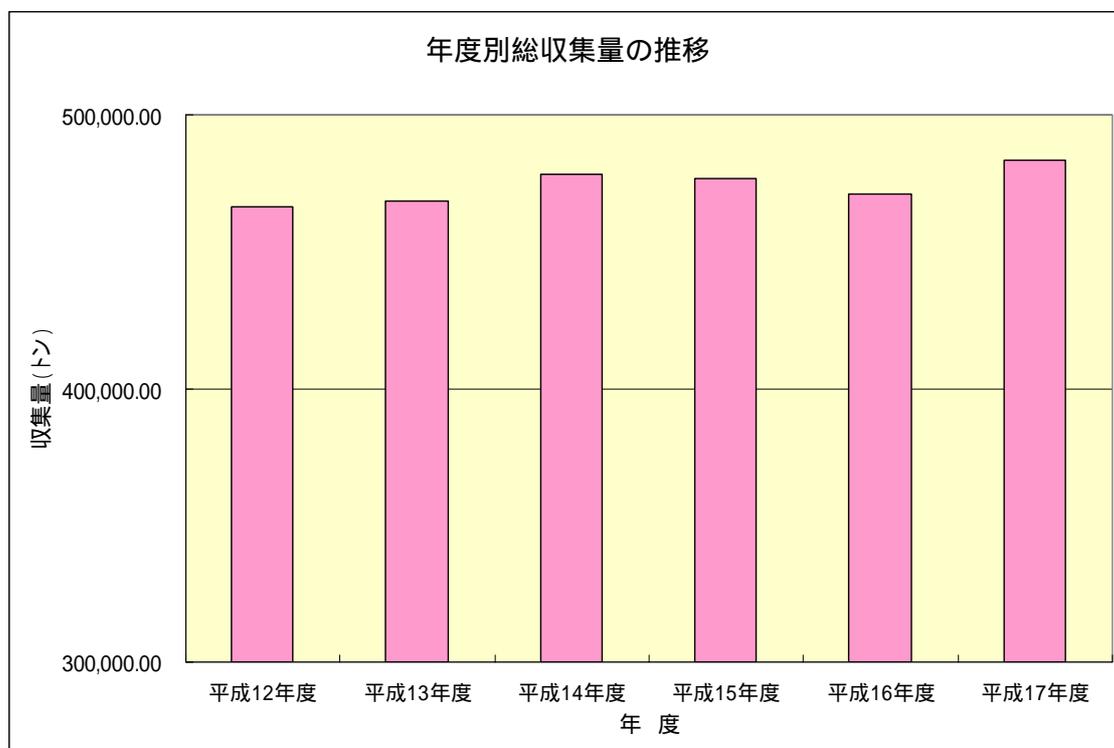
1 さいたま市における廃棄物処理

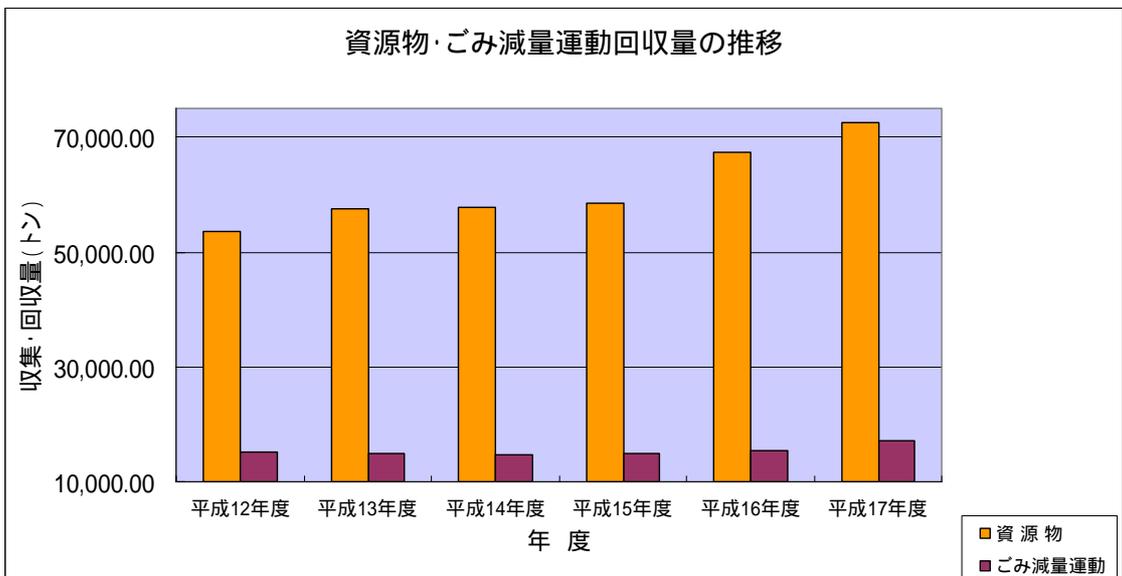
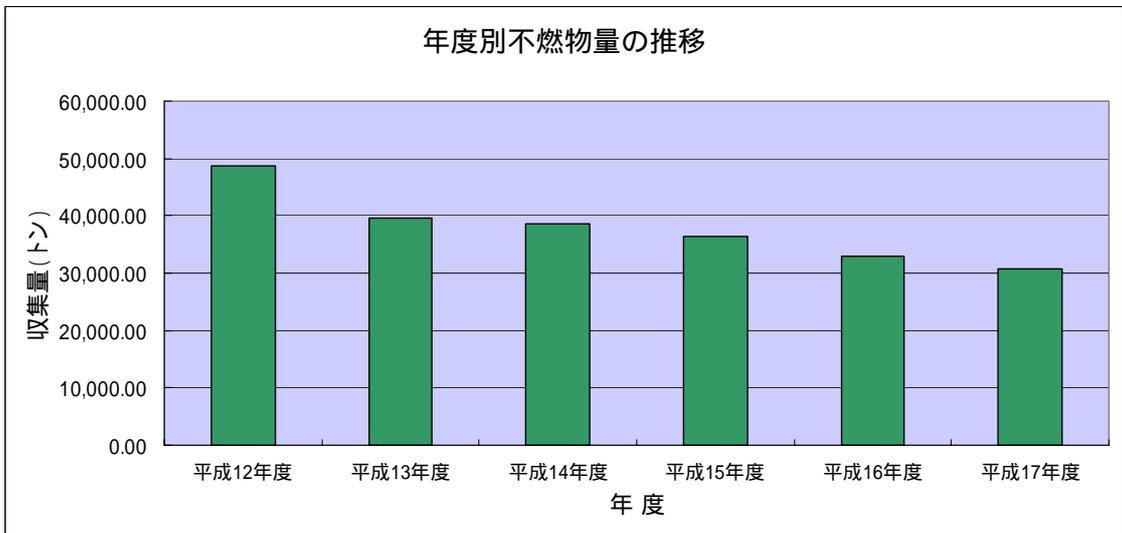
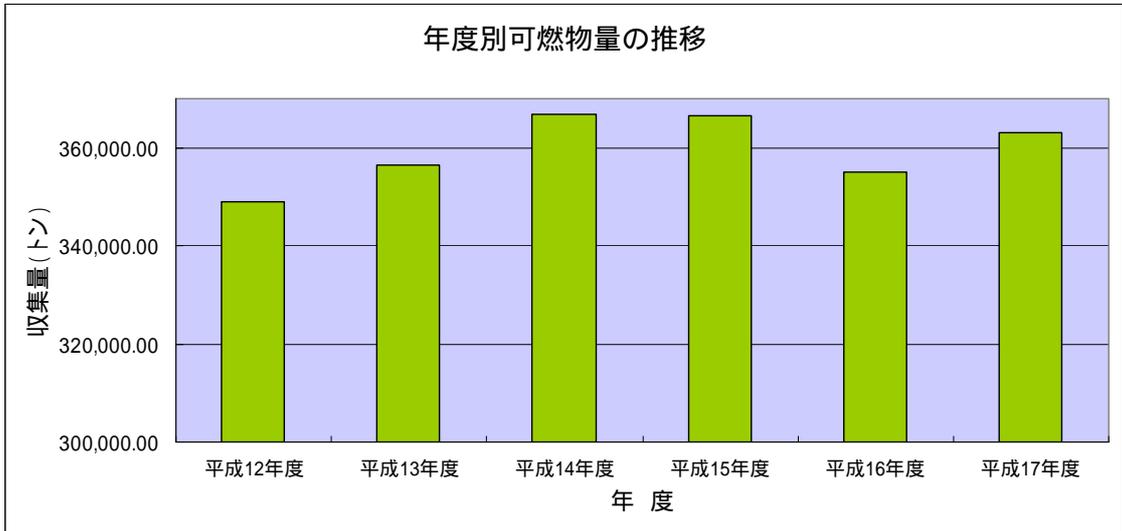
(1) 年度別ごみ排出量

(単位: トン)

		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
世帯(10月1日現在)		441,408	451,900	461,244	469,355	477,113	484,406
人口(10月1日現在)		1,139,029	1,150,988	1,161,672	1,170,479	1,179,258	1,185,777
総排出量		466,536.02	468,537.66	478,103.32	476,545.56	470,845.65	483,439.72
内訳	可燃物	348,988.43	356,546.75	366,844.80	366,594.38	355,018.03	363,061.89
	不燃物	48,713.60	39,650.15	38,717.76	36,334.68	32,982.53	30,704.02
	資源物	53,623.73	57,474.77	57,742.11	58,604.20	67,353.63	72,636.08
	ごみ減量運動	15,210.26	14,865.99	14,798.65	15,012.30	15,491.46	17,037.73
1日1人あたりごみ量 (kg)		1.122	1.115	1.128	1.112	1.094	1.117

旧岩槻市分を含む





(2) 市民への周知方法
家庭ごみの出し方マニュアル

家電4品目の処分

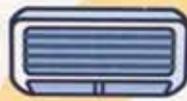
(ブラウン管テレビ、エアコン、洗濯機、冷凍・冷蔵庫)

主なリサイクル料金
2,835円



●ブラウン管テレビ

主なリサイクル料金
3,675円



●エアコン

主なリサイクル料金
2,520円



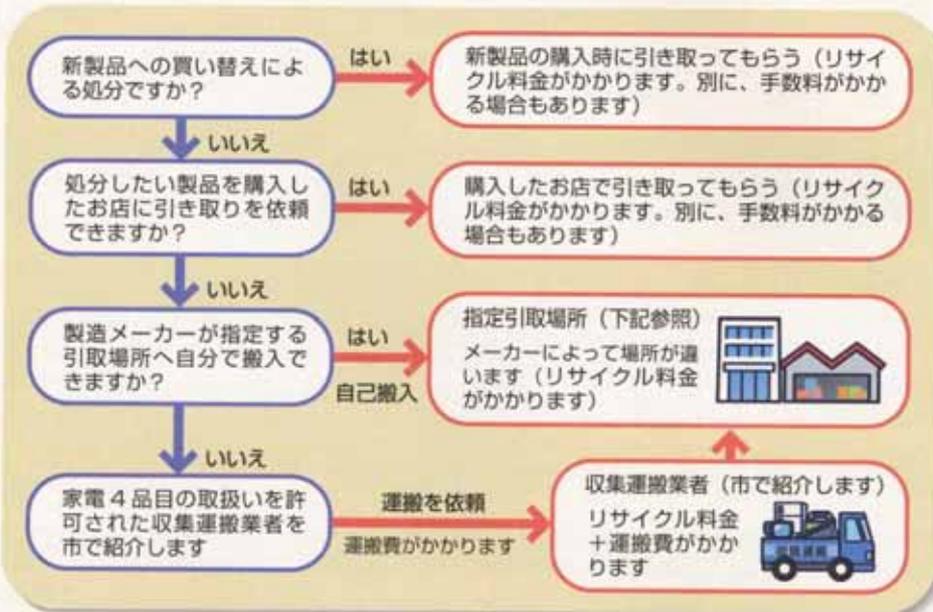
●洗濯機

主なリサイクル料金
4,830円



●冷凍・冷蔵庫

これらは、最終的に製造したメーカーの手元へ戻り、再商品化・リサイクルするよう「家電リサイクル法」で定められています。処分方法は、以下のとおりです。



リサイクル料金は、郵便局で「家電リサイクル券」を購入することでお支払いいただけます。
(製造メーカーにより、リサイクル料金が異なりますので、あらかじめ製造メーカーを確認してから購入してください。)

収集運搬業者の紹介・家電4品目処分についてのお問い合わせは、区役所生活課 (裏表紙を参照) までご連絡ください。

主な家電メーカー	指定引取場所 (収集運搬は、いたしません)	電話番号
松下・東芝・コロナ・ビクターほか	(株)井出商店 さいたま市西区三橋6-798-2	048-623-9048
アイワ・三洋・シャープ・ソニー・日立・三菱・パナソニックほか	(株)光明 (こうみょう) 桶川市加納135-1	048-775-6822
	日通埼玉運輸 (株) 春日部取扱所 春日部市増戸中耕地820-1	048-754-5057
	日通新産運輸 (株) 所沢取扱所 所沢市下富826-1	042-942-6348

家電リサイクル法指定品目指定引取場所一覧

製造メーカーごとの指定引取場所の一覧です。自己搬入する際は、製造メーカー及び、引き取り場所の確認をお願いします。

Aグループ	
指定引取場所	(株)井出商店 さいたま市西区三橋6丁目798-2 TEL.048-623-9048
Aグループの製造業者等	
<ul style="list-style-type: none"> ・(株)エポテック ・エルジー電子ジャパン(株) ・エレクトロラックス・ジャパン(株) ・大阪ガス(株) ・オリオン電機(株) ・クリナップ(株) ・(株)コロナ ・ジーイー・エンジンサービス・ディストリビューション・ジャパン(株) ・ダイキン工業(株) ・高木産業(株) ・東京ガス(株) 	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)東芝 ・東芝キャリア(株) ・東芝コンシューママーケティング(株) ・東邦ガス(株) ・ドメティック(株) ・日本サムスン(株) ・日本ビクター(株) ・松下電器産業(株) ・森田電工(株) ・ヤンマーエネルギーシステム(株)
Bグループ	
指定引取場所	(株)光明(こうみょう) 桶川市加納135番地1 TEL.048-775-6822
	日通埼玉運輸(株) 春日部取扱所 春日部市大字増戸中耕地820-1 TEL.048-754-5057
	日通新座運輸(株) 所沢取扱所 所沢市下富826-1 TEL.042-942-6348
Bグループの製造業者等	
<ul style="list-style-type: none"> ・三洋セールスアンドマーケティング(株) ・三洋電機(株) ・三洋電機空調(株) ・三洋ハイアール(株) ・シャープ(株) ・ソニー(株) ・ソニー(株)(アイフ) ・大字電子ジャパン(株) ・(株)長府製作所 ・(株)トヨトミ ・(株)ノーリツ ・バイオニア(株) ・(株)日立情報テック ・日立ホーム・アンド・ライフ・ソリューション(株) ・(株)日立リビングサプライ ・(株)富士通ゼネラル ・船井電機(株) ・三菱重工業(株) ・三菱電機(株) ・三菱電機エンジニアリング(株) ・(株)良品計画 ・リンナイ(株) 	<p>指定法人に委託した製造業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスコジャパン(株) ・岩谷産業(株) ・(株)エースインターナショナルジャパン ・(株)エコ・トゥエンティワン ・オンキヨーリブ(株) ・(株)クリエイティブヨーコ ・小泉成器(株) ・(株)桜川ポンプ製作所 ・澤藤電機(株) ・三協(株)(TECO JAPAN) ・豊坤日本電器(株) ・ジーエーシー(株) ・シークス(株) ・(株)星和電機 ・全国大学生生活協同組合連合会 ・(株)千住 ・(株)ソーコー ・ツインバード工場(株) ・(株)ツナシマ商事 ・(株)ツナシマハウスウエア ・(株)電商ネット ・日商岩井メカトロニクス(株) ・日本アムウェイ(株) ・ハイアルジャパンセールス(株) ・(株)バルス ・(株)ベスト電器 ・ミーレ・ジャパン(株) ・三ツ星貿易(株) ・(株)メイコー・エンタープライズ ・吉井電気(株)
指定法人	
<ul style="list-style-type: none"> ・指定法人(その他) ・指定法人(NEC) 	

問合せ：廃棄物政策課 TEL: 829-1338

家電4品目の処分

(ブラウン管テレビ、エアコン、洗濯機、冷凍・冷蔵庫)



○ブラウン管テレビ



○エアコン



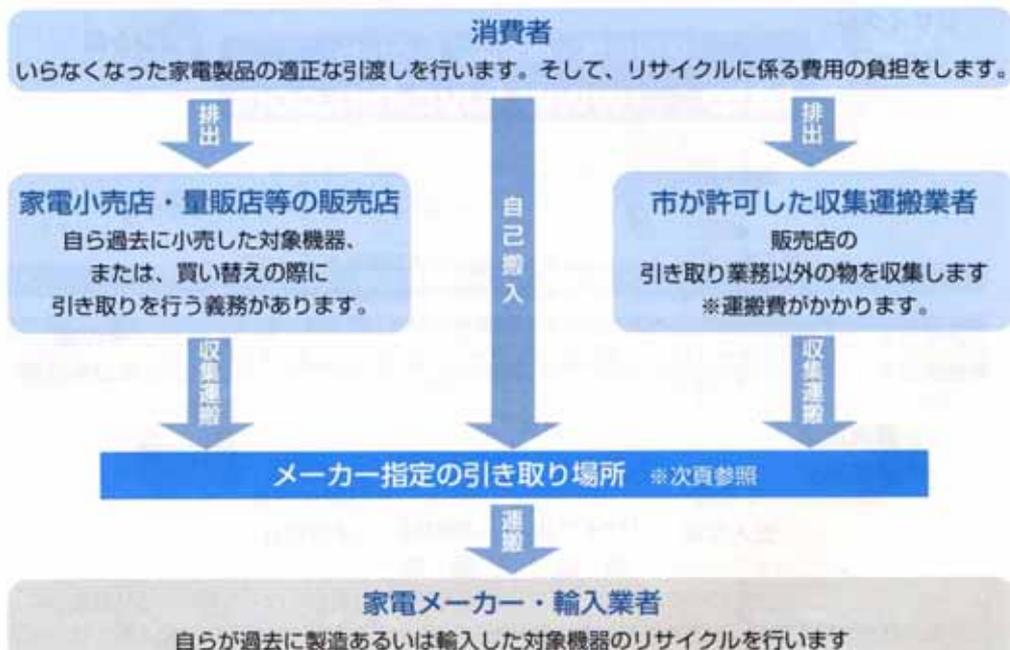
○洗濯機



○冷凍・冷蔵庫

使わなくなった家電製品をごみとして処分することは、地球環境に大変負担をかけています。そこで、未来の環境を守るためにも、使った人、売った人、作った人がリサイクルするために協力しあい、廃棄されていたものを資源として上手に再利用するシステムです。

家電リサイクルの流れ



いずれの処分方法においても、リサイクル料金を支払う必要があります。

リサイクル料金は、お近くの郵便局で、「家電リサイクル券」を購入することでお支払いいただきます。

製造メーカーにより、リサイクル料金が異なりますので、あらかじめ製造メーカーを確認してから購入してください。

製品を引き渡すときに、家電リサイクル券を一緒にお渡してください。

なお、指定引取場所まで運搬を依頼したい場合には、市で収集運搬業者をご紹介します。

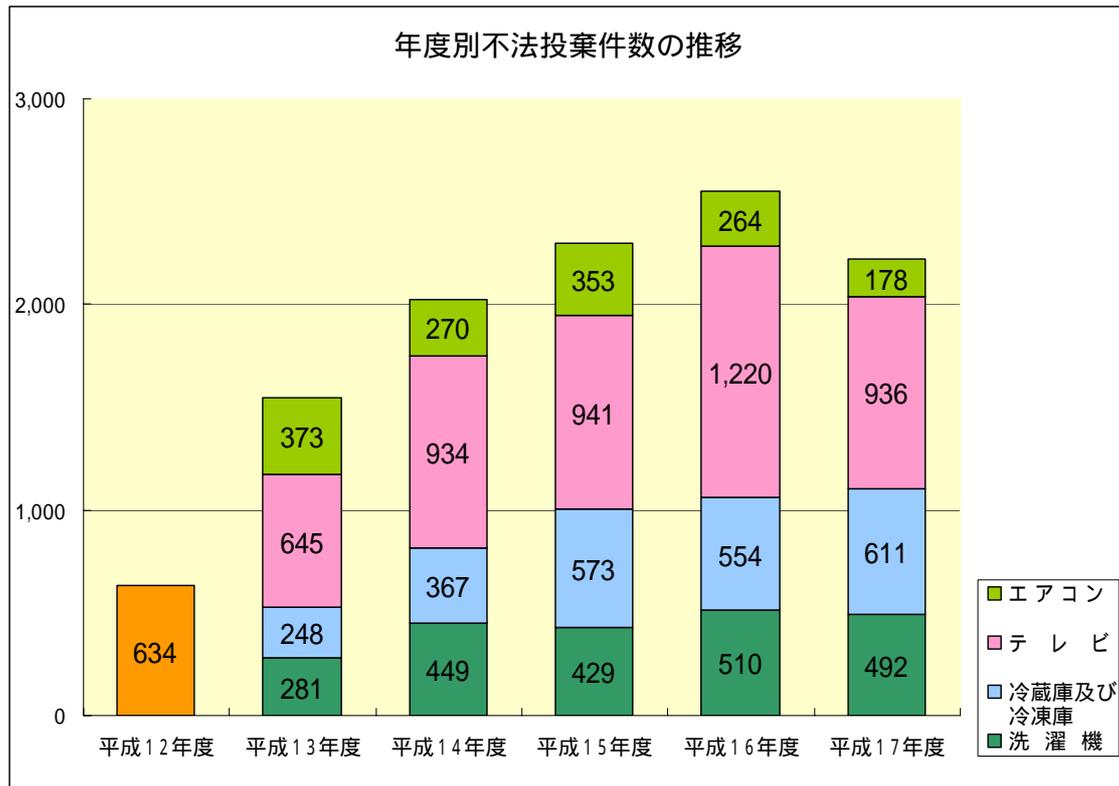
2 家電リサイクル法施行後の諸問題

(1) さいたま市年度別不法投棄件数の推移

(単位:台)

家電品目	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
エアコン		373	270	353	264	178
テレビ		645	934	941	1,220	936
冷蔵庫及び冷凍庫		248	367	573	554	611
洗濯機		281	449	429	510	492
計	634	1,547	2,020	2,296	2,548	2,217

平成12年度については、家電リサイクル法施行前であり、家電4品目のみの統計資料がないため、不法投棄全体の合計を計上してある。



<リサイクル経費について>

平成17年度において、不法投棄された家電4品目の内、破損がなく、リサイクルに回すことが出来たものは、931台で、全体の42パーセントとなります。また、不法投棄品目の回収から、家電リサイクルルートに乗せるまでの総経費は、平成17年度 約1,880万円となっております。

(2) 家電リサイクル法運用についての市民からの要望等

家電リサイクル券について

- ・ 郵便局でリサイクル券を購入するにあたり、取り扱っていない郵便局もあり困惑する。
- ・ なぜ郵便局まで行かなくてはならないのか。
- ・ コンビニエンスストアなどでもリサイクル券を購入できる様にして貰いたい。
- ・ リサイクル券購入後、郵便局でなぜ返却できないのか。
- ・ 運搬費が含まれていないにもかかわらずリサイクル券の購入費が高すぎる

収集運搬について

- ・ 購入した店へ廃棄を依頼しても、その店で購入した証拠が無い場合、運搬してもらえない。
- ・ リサイクル券の中に運搬費も含んでもらいたい。
- ・ 製造メーカーの都合によりAグループとBグループに持ち込み先（指定引取場所）を分けているが、運搬距離等が異なるため金額に格差が出てくるのはおかしい。（製造メーカーが負担すべきではないか）

指定引取場所について

- ・ 指定引取場所をA・B共通にしてほしい。
- ・ 指定引取場所の数を増やしてほしい。
- ・ 指定引取場所においてもリサイクル券の取り扱いをしてもらいたい。

その他について

- ・ 家電4品目でも業務用は対象外とされているが、その範囲が不明確である。
- ・ 業務用の家電製品も資源の有効利用（リサイクル）を考慮すれば、対象とすべきではないか。
- ・ 破損しているものは、どの範囲まで引き取ってもらえるのか。

3 家電リサイクル法改正要望について

(1) リサイクル券の前払い制について

現在、特定家庭用機器を廃棄物として処分する場合は、廃棄時においてリサイクル料金を支払う仕組みとなっておりますが、その手続きの煩雑さが不法投棄の誘発要因となっている事実には異論が無いところでございます。

現在、後払い制を採用している理由としては、製造時においては廃棄時におけるリサイクルコストの算定が困難なこと、リサイクルに対するインセンティブを推進すること等が挙げられるようでございますが、不法投棄処理は地方自治体を財政面において圧迫する喫緊の問題となっております。

そこで、リサイクル料金を購入代金に加算し、前払い制とすることによって、廃棄時における手続きを簡略化し、適正処理を推進させるよう法改正を行うことを要望するものです。

(2) 指定品目の拡大について

現在、家電リサイクル法につきましては4品目が対象とされておりますが、同法の対象外である家電製品の中には、行政によるリサイクルは困難ですが、再生利用可能な資源を含むものが数多く存在いたします。

(電子レンジ、乾燥機、オイルヒーター、電動マッサージチェア等)

そこで、資源有効利用の観点から指定品目の拡大を行い、家電リサイクルをさらに推進させるよう要望するものです。

(3) 指定引取場所の増加またはグループの解消

現在、家電4品目の引取場所につきましては、製造メーカー毎にA・Bグループ別となっておりますが、直接搬入に際しての利便性を考慮し、引取場所の増加、またはグループ別の解消を要望するものです。

(次ページ地図参照)

(参 考)

平 成 19 年 度

国の施策及び予算に関する提案

平成 18 年 7 月

指 定 都 市

地方分権の時代にふさわしい自主的・自立的なまちづくりを推進していくためには、地方税財源の充実確保が不可欠であり、国から地方への基幹税による税源移譲を進めるとともに、国の関与を廃止・縮減し、簡素にして効率的な行財政制度を確立する必要があります。そのために指定都市としても、行財政改革に今後も徹底して取り組んでまいります。

指定都市としては、極めて厳しい財政状況のなか、各圏域の中核都市としての都市基盤の整備等に加え、国際化、情報化の進展への対応など大都市特有の行政需要の増大に対し、事務事業の見直しによる歳出の節減合理化や税外収入の確保などに懸命の努力を尽し対応してまいりました。

今後とも、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るためには、大都市が先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠であり、厳しい選択を行いながら、少子・高齢化対策や環境問題への対応、都市の再生、安全・安心な都市づくりなどの緊急かつ重要な施策について、積極的に推進していかなければなりません。

国の来年度予算編成について、非常に厳しい情勢にあることは承知していますが、国から地方への税源移譲・権限移譲の一体的な実施による真の地方分権の実現に向け、指定都市は以下のとおり提案します。

平成19年度国家予算編成にあたり、政府ならびに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、適切な措置を講ずるよう強く要請します。

抜 粋

廃棄物処理事業の促進について

4 家電リサイクル法の見直し

自治体が行う不法投棄された法対象物の回収及びリサイクル費用の負担について、関係業界等にも一定の負担・責任を課すこと。

また、不法投棄対策の観点からリサイクル費用を製品の購入時に支払う前払い制とすること。

さらに法対象品目については、今後増加する液晶式テレビ及び、衣類乾燥機・電子レンジ等の大型・重量家電を追加し、引取り義務外品についても円滑な引取りが可能となるような仕組みを構築すること。

(参 考)

要 望 書

平成 18 年 7 月

大都市清掃事業協議会

要 望 書

平成 18 年 7 月 27 日

様

札幌市環境局長	原田泰明
仙台市環境局長	高橋亨
さいたま市環境経済局長	永堀博
千葉市環境局長	竹内茂雄
東京都環境局長	村山寛司
特別区代表	
港区産業・地域振興支援部長	小林進
川崎市環境局長	海野芳彦
横浜市資源循環局長	佐々木五郎
静岡市市民環境局長	河野正也
名古屋市環境局長	大井治夫
京都市環境局長	高橋修
大阪市環境事業局長	大戸新治
堺市環境局長	塩尻春夫
神戸市環境局長	熊取谷護
広島市環境局長	喜多川寛
北九州市環境局長	垣迫裕俊
福岡市環境局長	佐本文男

平成19年度

国家予算に関する要望

大都市清掃事業協議会は、清掃事業の円滑な運営と健全なる進展に寄与することを目的として、政令指定都市、東京都及び特別区の清掃事業担当部局により構成しております。

私どもは、循環型社会の形成に関して、廃棄物の適正処理はもとより、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進を重要な政策課題として位置付け、不断の努力を重ねているところであります。

しかしながら、大都市においては、通常の市長村の抱える問題に加えて、事業系ごみの占める割合が高く多様化していること、市街化の進展により廃棄物処理施設の用地確保が難しいこと、廃棄物処理施設の整備にあたっては周辺環境に配慮した高度な機能を有する施設が必要であることなど、大都市特有の問題も数多く抱えております。

循環型社会の形成は、事業者を含めた適切な役割分担と適切かつ公平な負担の下に、国と地方が協働して、広域的かつ総合的に取り組んでいくことが必要であると考えております。

平成19年度国家予算要望につきましては、まことに厳しい情勢に

あることは承知しておりますが・政府並びに関係機関におかれましては、次の事項について格段の御配慮を賜りますよう強く要望いたします。

抜 粋

6 家電リサイクル法は、循環型社会の構築に向けた先駆的な取り組みであると評価できるものである。

しかし、同法は消費者が排出時に費用負担することから、不法投棄が多いこと、不法投棄された対象物のリサイクル費用が自治体の負担となっていることなど課題が残されている。

法の見直しにあたっては、適正なりサイクルの促進を確保するとともに、自治体の負担が過大とならないよう、次の点について制度を見直すこと。

- (1) 自治体が行う不法投棄された法対象物の回収及びリサイクル費用の負担について、関係業界等にも一定の責任を課すことなどにより軽減すること。
- (2) 事業者において、消費者に対する家電リサイクル法制度の周知を行うこと。
- (3) リサイクル費用を製品の購入時に支払う前払い制とすること。

- (4) 法対象物の適正なリサイクルを確保するため、小売業者に対し、リサイクル券の回付状況の確認を義務付けること。
- (5) 罰則の強化を図ること。
- (6) 法対象を今後増加する液晶式テレビ等について追加すること。また、現行4品目に加えて衣類乾燥機、電子レンジ等大型・重量家電についても対象品目とすること。
- (7) 小売業者の引取り義務外品についても、小売業の業界等で円滑な引取りが可能となるような仕組みを構築すること。

(参 考)

リサイクル関連法等に関する要望書

平成17年11月10日

経済産業大臣 二階 俊博 様
環境大臣 小池 百合子 様

八都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたしますので、特段のご配慮をお願いいたします。

八都県市首脳会議

座長 埼玉県知事 上田 清司

千葉県知事	堂本 暁子
東京都知事	石原 慎太郎
神奈川県知事	松沢 成文
横浜市長	中田 宏
川崎市長	阿部 孝夫
千葉市長	鶴岡 啓一
さいたま市長	相川 宗一

(別紙)

リサイクル関連法等に関する制度改正要望について

平成12年に制定された循環型社会形成推進基本法を基本的枠組みとし、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)及び個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が制定・施行されました。国民の生活環境の保全や地域経済の健全な発展に寄与するとともに、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、資源循環型社会の構築に向けた契機になるものと期待されています。

現在、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律は、各種リサイクル法制定後、施行状況を踏まえた初めての改正に向けて、見直し作業が行われていますが、その他の制度においても課題が生じております。

つきましては、八都県市首脳会議として以下のとおり法令等の改正等を要望いたします。

抜 粋

2 特定家庭用機器再商品化法について

- (1) 再商品化費用を製品購入時点で徴収する制度とするよう法の改正を行うこと。
- (2) 不法投棄された廃家電製品に係る再資源化等の費用を、製造業者等が負担する制度とすること。
- (3) 指定引取場所の共同化及び適正な立地を促進するよう、製造業者等を指導すること。
- (4) 消費者から販売事業者に引き渡された廃家電が、確実に製造事業者へ引き渡されることを担保する制度を導入すること。
- (5) 他の家電製品にも対象品目を拡大すること。

(説明)

同法では、リサイクル費用は製品の排出時に負担することとなっており、対象製品の不法投棄が問題化しています。また、不法投棄された特定家庭用機器のリサイクル費用は、自治体が負担することとなっています。そこで、不法投棄を抑制するとともに拡大生産者責任の考え方を徹底するため、法改正が必要であると考えます。

環境省が2,761市区町村について調査した結果によれば、平成16年度4-9月期における廃家電製品(特定家庭用機器に限る。)の不法投棄台数は85,255台で、平成15年度同期と比較し、1.7%増加しています。これにより、市区町村は不法投棄された廃家電製品の収集運搬及び再商品化費用について、さらな

る財政的負担を強いられています。

また、市区町村や消費者が小売店の引取義務外の家電製品を指定引取場所に持ち込む際、指定引取場所が2グループに分かれていることや立地が偏っていることにより、収集運搬に係る負担が大きいものとなっています。

販売事業者で引き取られた使用済み家電が、本来の家電リサイクルルートに乗らず適正に引渡しが行われなかった事例があったことから、製造業者等への引渡しが確実に行われるよう制度を強化する必要があります。

八都庁市で8月に調査した結果によれば、電子レンジ、掃除機、ビデオデッキ及びラジカセについては、市町村の粗大ごみに多く含まれています。また、回答を得た家電量販企業のうち半数以上は、既にこれらの品目について回収を行っています。ついては、これらの品目を含め対象品目を拡大する必要があると考えます。

(参 考)

要 望 書

平成 18 年 8 月

社団法人 全国都市清掃会議

抜 粋

第 2 . リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望

国は、平成 12 年 6 月循環型社会形成推進基本法(以下「循環基本法」という。)をはじめ、廃棄物処理法や個別リサイクル法の制定、改正を行い、循環型社会を実現するための基本的枠組みを構築した。さらに、平成 15 年 3 月には循環型社会形成推進基本計画を策定するとともに、平成 17 年 5 月には廃棄物処理に関する基本方針を改定するなど、循環型社会の形成に関する施策を推進するための仕組みも整備した。

しかしながら、個別のリサイクル法の実施などにおいては廃棄物の発生抑制や減量・リサイクルという循環基本法の趣旨が十分生かされていないことや、事業者と市区町村の役割分担において、市区町村に負担が偏重しすぎるなど多くの課題がある。

については、循環基本法の趣旨を踏まえ、廃棄物の発生抑制・リサイクルシステムの一層の整備や、拡大生産者責任の徹底の観点から適切な事業者の役割分担の見直しのため、国においては次の事項について必要な措置を講じるよう要望する。

2 . 家電リサイクル法の円滑な推進について

平成 13 年 4 月から施行された「特定家庭用機器再商品化法」(以下「家電リサイクル法」という)は、消費者、小売業者、製造業者の役割分担によるリサイクルシステムであり、循環型社会の構築に向けた先駆的な取り組みであると評価するものである。

しかしながら、家電リサイクル法では、消費者が収集・再商品化費用を排出時に支払うことから、依然として対象機器の不法投棄が多いこと、さらに、不法投棄された対象機器の再商品化費用は、市区町村の負担となっていることなど多くの検討すべき課題が指摘されている。

ところで、国では家電リサイクル法の規定に基づき、同法の施行状況について検討し、必要な措置を講ずるため、本年 6 月下旬から、中央環境・産業構造両審議会の合同会合において同法の見直しに向けた議論を開始した。

については、家電リサイクル法が循環型社会の構築に向けて一層機能できるよ

う、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

(1) 廃家電製品の再商品化費用の徴収方法の見直しについて

家電リサイクル法が施行されて5年が経過したが、未だ対象機器の不法投棄対策は各市区町村に共通する重要課題である。家電リサイクル法では対象機器を廃棄する時に住民が収集・再商品化費用を支払うため、不法投棄が後を絶たない状況にある。このため、既にパソコンや自動車等で実施されているように、製品の購入時に再商品化費用を支払う前払い方式に改めること。

(2) 不法投棄された廃家電製品の再商品化費用の負担について

現在、不法投棄された対象機器を市区町村が回収した後、再商品化する費用については市区町村が負担しているが、これを事業者責任により製造業者等が負担する制度を創設すること。

(3) 対象品目の拡大について

資源の循環利用を促進するため、有用資源を含む廃家電製品（液晶テレビやプラズマテレビ等）について、また、大型・重量がある・有害物質を含む廃家電製品についても対象品目に追加すること。

(4) 指定引取場所の整備について

製造業者が設置する指定引取場所は、現在、A、Bの2グループに分かれて運営されているが、市民が直接対象機器を持ち込むことも少なくなく、複数の機器を廃棄する場合には、別々の引取場所に持ち込まなければならない。市民の利便性の向上のため、各指定引取場所でいずれのメーカーのものでも引渡しができるようにすること。さらに引取場所を増設するなど、市民が持ち込みやすい条件を整備すること。

(5) 家電リサイクル券の取扱いについて

市民が対象機器を廃棄する機会は少なく、リサイクル券等システムへの理解が不十分でその記載に誤りが起こりやすい。特に、郵便局でリサイク

ル券を購入し、リサイクル料金を納入した後、記載事項の修正、料金の返還等が必要となった場合に、その手続きが煩雑で市民にとって使い勝手の悪いものとなっている。

このため、リサイクル券の記載事項の簡素化など運用上の見直しを行うこと。

(6) 事業者等関係者の指導について

廃家電製品のリサイクルと不法投棄の未然防止を進めるため、次の事項について事業者等関係者を指導すること。

- 1) 故障品の迅速かつ低廉な修理対応体制等家電製品の長期使用を進めるシステムを構築すること。また、製造事業者の商品開発において環境負荷の少ない、リサイクルしやすい素材や設計などの製品づくりを推進すること。
- 2) 一部破損した廃家電品であっても、リサイクル料金を納めているものについては、破損状態に関わらず、円滑に引き取ること
- 3) 事業者は、消費者に対し制度（対象機器、回収・再商品化料金、持込方法等）の周知を行い、リサイクル料金等の費用負担について、その理解を得るよう努めること。また、小売業者等の店頭において消費者への啓発を行うこと。
- 4) 小売店が引き取った対象機器を一時保管する場合には、その管理の徹底と適正な処理を行うこと。